

平成27年第1回港区議会定例会提出予定案件（概要）

区長報告第1号

専決処分について（和解）

本件は、庁有車の交通事故の和解について専決処分しましたので、報告するものです。

○ 専決処分の日 平成27年1月14日

○ 概 要

（1）事件の要旨

平成26年10月29日港区芝公園一丁目4番先の特別区道第814号線道路上において、停止していた庁有車に株式会社グリーンキャブ（以下「相手方」といいます。）所有の乗用車が追突した交通事故により、当該庁有車が損傷を受けた損害について、相手方と区が協議し、和解により本件事件の早期解決を図ることとしたものです。

（2）和解事項

- ・相手方は、区に対し、6万2,921円の支払義務があることを認める。
- ・区は、その余の請求を放棄する。
- ・相手方と区は、本件事故に関し、本和解事項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

議案第1号

港区行政手続条例の一部を改正する条例

本案は、「行政手続法の一部を改正する法律」の施行を踏まえ、区民の権利利益の保護を充実させるための手続等を定めるものです。

○ 内 容

- （1）行政指導をする際に許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使することができる旨を示すときは、相手方に対して、当該権限の行使の根拠を示さなければならないこととします。
- （2）法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、当該行政指導が法律又は条例に規定する要件に適合しないときは、当該行政指導をした区の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止等を求めることができることとします。

(3) 何人も、法令に違反する事実がある場合において、これを是正するための処分又は行政指導がされていないときは、当該処分又は行政指導をする権限を有する行政庁又は区の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができることとします。

(4) 港区特別区税条例で引用している港区行政手続条例の条項番号を変更します。

○ 施行期日 平成27年4月1日

議案第2号

港区職員定数条例の一部を改正する条例

本案は、職員の定数を改定するとともに、配偶者同行休業中の職員を定数外とするものです。

○ 内 容

(1) これまでの職員定数配置計画による取組の結果等を踏まえ、職員の定数を改定します。

・職員の定数 2,570人 → 2,160人

(2) 配偶者同行休業制度の導入に伴い、配偶者同行休業中の職員を定数外とします。

○ 施行期日 平成27年4月1日

議案第3号

港区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

本案は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行により、教育委員会委員長と教育長を一本化した新たな教育長が置かれ、教育委員会委員長の職が廃止されることに伴い、規定を整備するものです。

○ 内 容 教育委員会委員長の報酬額に係る規定を削除します。

○ 施行期日 平成27年4月1日（改正後の法律により教育長が任命されたときから適用します。）

議案第4号

港区教育委員会教育長の給与、旅費並びに勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

本案は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行により、常勤の特別職である新たな教育長が置かれることに伴い、教育長の職務に専念する義務の免除について定めるほか、規定を整備するものです。

○ 内 容

(1) 条例の題名を変更します。

- ・ 港区教育委員会教育長の給与、旅費並びに勤務条件に関する条例
→ 港区教育委員会教育長の給与等に関する条例

(2) 教育長の職務に専念する義務の免除について定めます。

(3) その他規定の整備

○ 施行期日 平成27年4月1日（改正後の法律により任命された教育長から適用します。）

議案第5号

港区債権管理条例（新規）

本案は、区の債権を適正に管理することを目的として、区の債権の管理に関する基本的事項、事務の処理その他必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものです。

○ 内 容

(1) 区の債権の管理に係る区長の責務、体制の整備等について定めます。

(2) 区の私債権の管理に関する事務の処理及び区の私債権を放棄することができる事由について定めます。

○ 施行期日 平成27年4月1日

議案第6号

港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例

本案は、「マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律」及び「建築基準法の一部を改正する法律」の施行並びに「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく住宅性能評価項目が変更された

ことに伴い、手数料の新設等をするものです。

○ 内 容

- (1) 耐震性不足の認定を受けたマンションを建て替える際の容積率規制の緩和に係る許可申請の手数料を新設します。
- (2) 構造計算適合性判定制度の見直し等に伴い、手数料の規定を整備します。
- (3) 住宅性能評価書を提出して行う長期優良住宅建築等計画認定申請の手数料を新設します。

○ 施行期日

- (1) 公布の日
- (2) 平成27年6月1日
- (3) 平成27年4月1日

議案第7号

港区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例

本案は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行による「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の一部改正及び「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令」の施行により、高度管理医療機器等の販売業及び貸与業に係る許可等の事務が区に移譲されることに伴い、手数料を新設するものです。

○ 内 容

高度管理医療機器等の販売業及び貸与業に係る許可申請等の手数料を新設します。

○ 施行期日

平成27年4月1日

議案第8号

港区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

本案は、平成18年度から実施している占用料改定の10年目の激変緩和措置として、道路占用料を改定するものです。

○ 内 容

港区平均の固定資産税評価額を踏まえ、一部の占用物件に係る道路占用料を平均14%引き上げます。

○ 施行期日

平成27年4月1日

議案第 9 号

港区立公園条例の一部を改正する条例

本案は、平成 19 年度から実施している占用料改定の 9 年目の激変緩和措置として、公園占用料を改定するものです。

- 内 容 港区平均の固定資産税評価額を踏まえ、一部の占用物件に係る公園占用料を平均 12% 引き上げます。
- 施行期日 平成 27 年 4 月 1 日

議案第 10 号

港区立上下水道施設上部利用公園条例の一部を改正する条例

本案は、平成 19 年度から実施している占用料改定の 9 年目の激変緩和措置として、公園占用料を改定するものです。

- 内 容 港区平均の固定資産税評価額を踏まえ、一部の占用物件に係る公園占用料を平均 13% 引き上げます。
- 施行期日 平成 27 年 4 月 1 日

議案第 11 号

港区建築審査会条例の一部を改正する条例

本案は、「マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律」の施行により、耐震性不足の認定を受けたマンションを建て替える際の容積率規制の緩和に係る許可が建築審査会の同意事項となったことに伴い、建築審査会の招集等に係る規定を改めるものです。

- 内 容
 - (1) 会長は、建築基準法を準用する他の法令に基づき同意を求められ、又は裁決する場合は、審査会を招集しなければならないこととします。
 - (2) 建築基準法を準用する他の法令に基づき口頭審査を行う場合は、会議を公開しなければならないこととします。
- 施行期日 公布の日

議案第 12 号

港区立精神障害者地域活動支援センター条例（新規）

本案は、精神障害者に必要な地域生活支援事業を行うことにより、精神障害者の地域での自立した生活を支援するため、港区立精神障害者地域活動支援センターの設置及び管理運営に関し、必要な事項を定めるものです。

○ 内 容

(1) 精神障害者地域活動支援センターを新設します。

・名 称 港区立精神障害者地域活動支援センター

・位 置 港区高輪一丁目4番8号

(2) 事業、休館日、開館時間等の管理運営に関する事項を定めます。

(3) 指定管理者に関する事項を定めます。

○ 施行期日 区規則で定める日。ただし、(3)の一部については、公布の日

議案第13号

港区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

本案は、「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行により国の医療費助成の対象となる難病が指定されたことを踏まえ、心身障害者福祉手当の支給対象とする特殊疾病の範囲を拡大するものです。

○ 内 容

(1) 国の医療費助成の対象となる指定難病を手当の支給対象とする特殊疾病に追加します。

(2) 手当の支給対象とする特殊疾病の名称を変更します。

○ 施行期日 公布の日

○ 適用期日 平成27年1月1日((1)に限る。)

議案第14号

港区介護保険条例の一部を改正する条例

本案は、第6期港区介護保険事業計画に基づき保険料を改定するほか、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の施行による「介護保険法」の一部改正に伴い創設される新しい介護予防・日常生活支援総合事業を区長が別に定める日から実施するものです。

○ 内 容

(1) 保険料の所得段階区分を現行の12段階から15段階とするとともに、保険料を改定します。

(2) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業を区長が別に定める日から実施することとします。

○ 施行期日 平成27年4月1日

議案第15号

港区介護保険における指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

本案は、「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」の施行による「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、指定地域密着型サービスとして実施する事業の名称を変更するものです。

○ 内 容

(1) 指定地域密着型サービスとして実施する事業の名称を変更します。

・複合型サービス → 看護小規模多機能型居宅介護

(2) その他規定の整備

○ 施行期日 平成27年4月1日

議案第16号

港区指定介護予防支援等に係る事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（新規）

本案は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行による「介護保険法」の一部改正に伴う条例制定権限の拡大により、指定介護予防支援等に係る事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるため、新たに条例を制定するものです。

○ 内 容

(1) 指定介護予防支援等に係る事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めます。

(2) 条例で定める指定介護予防支援の事業の申請者は、法人とします。

○ 施行期日 平成27年4月1日

議案第17号

港区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の人員に関する基準等を定める条例（新規）

本案は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行による「介護保険法」の一部改正に伴う条例制定権限の拡大により、地域包括支援センターにおける包括的支援事業の人員に関する基準等を定めるため、新たに条例を制定するものです。

- 内 容 地域包括支援センターにおける包括的支援事業の人員に関する基準及び基本方針を定めます。
- 施行期日 平成27年4月1日

議案第18号

港区いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例（新規）

本案は、「いじめ防止対策推進法」の施行を踏まえ、港区いじめ問題対策連絡協議会等を設置するものです。

- 内 容
 - (1) いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、港区いじめ問題対策連絡協議会を設置します。
 - (2) いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会の附属機関として、港区教育委員会いじめ問題対策会議を設置します。
 - (3) 重大事態への対処及び同種の事態の発生防止のために必要な調査をするため、教育委員会の附属機関として、港区教育委員会いじめ問題調査委員会を設置します。
 - (4) 港区教育委員会いじめ問題調査委員会が行った重大事態に係る調査の結果について、必要に応じて再調査を行うため、区長の附属機関として、港区いじめ問題調査委員会を設置します。
- 施行期日 公布の日

議案第19号

港区立生涯学習館条例の一部を改正する条例

本案は、青山生涯学習館の位置を変更するものです。

- 内 容 青山生涯学習館の位置を変更します。
 - ・ 南青山四丁目18番17号
 - 南青山四丁目19番7号
- 施行期日 教育委員会規則で定める日

議案第20号

平成26年度港区一般会計補正予算（第6号）

議案第21号

平成26年度港区国民健康保険事業会計補正予算（第2号）

議案第22号

平成26年度港区後期高齢者医療会計補正予算（第1号）

議案第23号

平成26年度港区介護保険会計補正予算（第2号）

議案第24号

平成27年度港区一般会計予算

議案第25号

平成27年度港区国民健康保険事業会計予算

議案第26号

平成27年度港区後期高齢者医療会計予算

議案第27号

平成27年度港区介護保険会計予算

議案第28号

工事請負契約の承認について（夕凧橋架替工事（道路整備））

本案は、夕凧橋架替工事（道路整備）について、工事請負契約の承認を
求めるものです。

○ 内 容

- | | | |
|-----------|--------|----------------|
| (1) 工事の規模 | 工事区間長 | 173.9m |
| | 歩道舗装面積 | 1,049㎡ |
| | 車道舗装面積 | 1,830㎡ |
| | 護岸工 | 一式 |
| (2) 契約金額 | | 2億2,939万2,000円 |

- (3) 工 期 契約締結の日の翌日から平成28年2月29日まで
- (4) 契約の相手方 港区高輪三丁目19番23号
徳倉建設株式会社東京支店

議案第29号

工事請負契約の承認について（港区営住宅シティハイツ六本木等整備に伴う機械設備工事）

本案は、港区営住宅シティハイツ六本木等整備に伴う機械設備工事について、工事請負契約の承認を求めるものです。

○ 内 容

- (1) 契約金額 3億3,091万2,000円
- (2) 工 期 契約締結の日の翌日から平成29年6月30日まで
- (3) 契約の相手方 港区西新橋三丁目6番5号
富士設備工業株式会社

議案第30号

包括外部監査契約の締結について

本案は、地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき、平成27年度の包括外部監査契約を締結するものです。

○ 内 容

- (1) 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- (2) 契約の相手方 公認会計士 山崎愛子 氏
- (3) 契約の期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- (4) 契約の金額 972万円を上限とする金額